

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う JIS 認証審査業務の対応について

一般財団法人化学物質評価研究機構  
高分子技術センター長

標記の件につきまして、本機構では以下のように対応いたしますので、ご理解ご協力くださるようお願いいたします。

- (1) 初回審査については現地審査が困難なため、当面の間、延期させていただきます。
- (2) JIS 認証契約における有効期限の延期はいたしません。
- (3) 海外での認証維持審査については、渡航禁止区域に指定された場合、書面審査に置き換えることが可能です。ただし、指定が解除された場合、速やかにフォローアップ審査（現地審査）を受けていただきます。
- (4) 国内の認証維持審査については、政府若しくは地方自治体から「緊急事態宣言」又は、これに類する注意喚起が出ている場合は現地審査を延期いたします。
- (5) (4)の場合でも、JIS 認証契約における有効期限が迫っている場合は、ご依頼者様と協議の上、書面審査とさせていただきます場合があります。ただし、「緊急事態宣言」又は、これに類する注意喚起が解除された場合、速やかにフォローアップ審査（現地審査）を受けていただきます。
- (6) 審査当日であっても、本機構の職員に新型コロナウイルス感染症に罹患した（と疑われる）場合には、急遽、審査員の派遣を中止することもあります。また、現地審査の際には感染予防策として、手指消毒・マスクの着用を行います。